

日連 26 第 125 号  
(業 1 第 22 号)  
平成 26 年 4 月 25 日

国税庁長官

稲垣 光隆 殿

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓

## 「地方法人税」についての要望

平成 26 年度税制改正により、国税である「地方法人税」が創設されました。

地方法人税に係る納税義務者、税額の計算等の内容をみると、「各事業年度の所得に対する法人税の額」（基準法人税額）に 4.4%の税率を乗じて一定の税額控除を行うというのがその基本構造であり、法人税の申告と同時的に行われるものと考えられます。

そこで、日本税理士会連合会としては、次の事項について要望を行うものです。

### 【要望】

法人税の申告と地方法人税の申告を同一の申告書により行うようにすること。

### 【理由】

4 月 14 日に公布された財務省令第 43 号により改正された地方法人税法施行規則第 5 条第 2 項及び別表において、地方法人税について法人税の申告書と別途の申告書が設けられました。しかしながら、法人税申告書（申告書別表一（一）ほか）に必要な欄を追加することにより、「地方法人税」の申告書とすることも可能であり、納税者及び税務署等における事務負担の軽減に資するものと考えられます。法人税法施行規則第 68 条及び地方法人税法施行規則第 9 条の規定により、ご対応いただければと思います。

また、地方法人税は課税標準法人税額がある場合に納税額が発生する仕組みとされていますが、仮に、法人税と地方法人税の申告を別々の書式とした場合には、地方法人税の申告を失念するケースも考えられるところ、法人税及び地方法人税の申告が同一の書式で行えるのであれば、このような事態を回避する効果が見込めます。

なお、複数の税目を一の申告で行うものとして、「消費税及び地方消費税の申告書」「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」があります。